

## 火災、地震、水害等の、り災者に対する市等の支援制度について

地震や台風等の災害で、り災された方々の一日も早い自力復旧と復興を支援するため、様々な支援制度が用意されています。なお、以下の制度を利用する際に「り災証明書」が必要となる場合がありますので、各制度の詳細につきましては、各問い合わせ先にお問い合わせください。

### 1. り災証明書の発行

り災証明書とは、火災、地震、水害等により大切な建物や家財が損害を受けた時、公的にその状況を証明するもので、市等の支援制度を利用する際や民間の損害保険金請求をされる際に必要となる場合があります。（被害状況写真必要）

（問い合わせ先）	<火災の場合>	近江八幡消防署	33-5119
	<地震・水害等の場合>	危機管理課	33-4192
	<農業関係被害の場合>	農業振興課	36-5514

### 2. り災した家財等の廃棄物処理手数料の免除

震災、風水害、火災等によりり災した家財等（事業所・社宅住宅・賃貸住宅等を除く）の処分に伴う廃棄物処分手数料を免除します。

（問い合わせ先）環境課 36-5509

### 3. 納税の徴収猶予

震災、風水害、火災等の被災者に対して、市税等を納付することができないと認められる場合は、1年以内の期限を限って、その徴収の猶予を受けることができます。

（問い合わせ先）収納・債権対策課 36-5504

### 4. 個人住民税の減免

震災、風水害、火災等により被災された場合は、市民税の減免を受けられる場合があります。

（問い合わせ先）税務課市民税グループ 36-5505

### 5. 固定資産税の減免

震災、風水害、火災等により土地、家屋、償却資産に損害を受けられた場合は、固定資産税の減免を受けられる場合があります。

（問い合わせ先）税務課固定資産税グループ 36-5506

### 6. 介護保険料の減免・介護サービス費の自己負担額の減免制度

災害により財産に著しい損害を受けられた場合に、介護保険料の減免を受けられる場合があります。また、介護サービスを利用されている場合、自己負担額の減免を受けられる場合があります。

（問い合わせ先）介護保険課 33-3511

## 7. 国民健康保険料・後期高齢者医療制度の減免制度

災害により、財産（住宅・家財）などに相当な損害を受けた場合に、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免を受けられる場合があります。

（問い合わせ先）保険年金課 36-5751

## 8. 国民年金保険料の免除制度について

災害により、被保険者の所有する住宅・家財・その他財産について、被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたときは、申請に基づき国民年金保険料が免除になります。

（問い合わせ先）保険年金課 36-5502

草津年金事務所 077-567-2220

## 9. 滋賀県共同募金会見舞金

災害により住家が全焼・全壊・流出・半焼・半壊及び床上浸水した場合、1世帯につき20,000円の見舞金が交付されます。

（問い合わせ先）近江八幡市社会福祉協議会 32-1781

## 10. 災害救援物資等

住居が全焼・全壊・流出・半焼・半壊・床上浸水した場合に、日赤滋賀県支部から毛布・日用品セット・タオル等の救援物資等の交付を受けることができます。

（問い合わせ先）近江八幡市社会福祉協議会 32-1781

## 11. 災害援護資金の貸付

暴風、豪雨等の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、所得要件や被害の種類及び程度に応じ、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行います。

（問い合わせ先）福祉政策課 36-5585

## 12. 生活福祉資金貸付

低所得者世帯が災害を受けた場合、災害を受けたことにより臨時に必要な経費を貸し付けます。  
貸付上限額：150万円（緊急小口貸付：10万円）

（問い合わせ先）近江八幡市社会福祉協議会 32-1781

## 13. 建築確認申請手数料等の減免

災害により所有する建築物等が滅失又は損壊した為、建替え等を行う場合、災害発生の日から6ヶ月以内に申請された建築確認の申請に係る手数料が減免されます。

（問い合わせ先）建築課 36-5544

#### 14. 農業災害に対する共済制度(農作物・家畜・果樹・畑作物・園芸施設等)

災害により農作物等への被害が生じた場合の補償共済制度の情報を提供します。(被害状況写真必要)

(問い合わせ先) 農業振興課 36-5576

#### 15. 農業用施設等の復旧

農作物の生産に必要な施設(鳥獣被害侵入防止柵含む)等の復旧事業等の補助制度について情報を提供します。(被害状況写真必要)

(問い合わせ先) 農業振興課 36-5514

#### 16. 修学奨学資金の返還猶予について[滋賀県地域改善対策高等学校等修学奨励資金]

災害等により返還期日に奨励資金を返還することが著しく困難になった場合、申請により返還猶予になる場合があります。

(問い合わせ先) 滋賀県教育委員会事務局人権教育課 077-528-4591

近江八幡市教育委員会事務局生涯学習課 36-5533

#### 17. 保育所保育料の減免

震災、風水害、火災等の災害により、住居が全壊・流出・埋没等した場合、住居の損傷により価値が5分の3以上減少した場合、保育料を減免します。

(問い合わせ先) 幼児課 36-5507

#### 18. 保育実施基準の特例措置

震災、風水害、火災等の災害により、児童の保護者が災害復旧にあたっており、家庭において児童を保育することができないと認められる場合、保育所に受け入れます。

(問い合わせ先) 幼児課 36-5507

#### 19. 児童扶養手当

児童扶養手当対象者のうち、所得制限により支給額が一部停止または全額停止されている方について、所有する財産を災害により被害金額が概ね2分の1以上の損害を受けた場合は、その所得制限を一時的に解除します。

(問い合わせ先) 子ども支援課 36-5562

#### 20. 母子寡婦福祉資金の償還特例等

事業開始資金、事業継続資金または住宅資金の貸付を受けている方について、災害により全壊、流出、半壊、床上浸水またはこれらに準ずる被害を受けた住宅に居住されている場合、償還までの据え置き期間を延長します。その他にも被災に係る優遇措置があります。

(問い合わせ先) 子ども支援課 36-5562

## 2 1. 児童手当認定請求の延長

児童手当の支給要件があるにもかかわらず災害により請求が遅れた場合は、請求ができるようになってから15日以内に請求することにより、災害により請求できなくなった日の属する月の翌月から支給します。

(問い合わせ先) 子ども支援課 36-5562

## 2 2. 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の特例措置

災害により、住宅、家財等の価格の2分の1以上の損害を受けられた場合、所得制限により手当が停止中の人に対して、一時的に手当を支給します。

(問い合わせ先) 障がい福祉課 31-3711

## 2 3. 障害福祉サービス等に係る利用者負担の特例措置

災害により、住宅、家財等の価格の2分の1以上の損害を受けられた場合、障害福祉サービス(介護給付費・訓練等給付費等)に要する費用、障害児通所給付費、療養介護医療費、自立支援医療費(育成医療・更生医療・精神通院医療)、補装具の購入又は修理費の利用者負担額の軽減又は免除を行います。

(問い合わせ先) 障がい福祉課 31-3711

## 2 4. 就学援助費の給付

災害等により市民税や固定資産税、国民健康保険料等の減免を受けられた場合、小・中学校就学に必要な経費の負担にお困りの保護者を対象に、学用品費や給食費等の一部を給付します。

(問い合わせ先) 学校教育課 36-5531

## 2 5. 図書館の貸出資料の弁償の免除について

天災、火災などにより貸出資料が汚損、破損又は紛失した場合、弁償の免除を受けられる場合があります。

(問い合わせ先) 近江八幡図書館 32-4090

安土図書館 46-6479